

その他 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）【届】

○100 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）（1日につき）

1 初診時	6点
2 再診時等	2点
3 訪問診療時	
イ 同一建物居住者等以外の場合	28点
ロ イ以外の場合	7点



○001 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

1 初診時	17点
2 再診時等	4点
3 訪問診療時	
イ 同一建物居住者等以外の場合	79点
ロ イ以外の場合	19点

注5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、継続して賃上げに係る取組を実施した保険医療機関については、1、2並びに3のイ及びロの所定点数に代えて、それぞれ23点、6点、107点及び26点を算定する。

注7 注5に規定する点数について、令和9年6月以降においては、1、2並びに3のイ及びロの所定点数に代えて、それぞれ40点、10点、186点及び45点を算定する。

- ・対象職員「医療に従事する職員」から「勤務する職員」に変更
- ・1日につきが削除 同日再診でも算定可
- ・1から3の点数は令和9年6月から2倍

システム対応

① システム管理マスタの施設基準設定により自動算定

4307 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

4303 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注5 【賃上取組】

※設定は重複しないようにすること

- ② 同一日2科目の場合も自動算定
- ③ 同日再診の場合も自動算定

その他 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）【届】

〇〇〇〇 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）

1から8は据え置き

9から24は新設

9 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）9

イ 初診又は訪問診療を行った場合 72点

ロ 再診時等 9点

10 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）10

イ 初診又は訪問診療を行った場合 80点

ロ 再診時等 10点

11 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）11

イ 初診又は訪問診療を行った場合 88点

ロ 再診時等 11点

12 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）12

イ 初診又は訪問診療を行った場合 96点

ロ 再診時等 12点

13 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）13

イ 初診又は訪問診療を行った場合 104点

ロ 再診時等 13点

14 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）14

イ 初診又は訪問診療を行った場合 112点

ロ 再診時等 14点

15 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）15

イ 初診又は訪問診療を行った場合 120点

ロ 再診時等 15点

16 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）16

イ 初診又は訪問診療を行った場合 128点

ロ 再診時等 16点

17 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）17

イ 初診又は訪問診療を行った場合 136点

ロ 再診時等 17点

18 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）18

イ 初診又は訪問診療を行った場合 144点

ロ 再診時等 18点

19 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）19

イ 初診又は訪問診療を行った場合 152点

ロ 再診時等 19点

20 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）20

イ 初診又は訪問診療を行った場合 160点

ロ 再診時等 20点

21 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）21

イ 初診又は訪問診療を行った場合 168点

ロ 再診時等 21点

22 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）22

イ 初診又は訪問診療を行った場合 176点

ロ 再診時等 22点

23 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）23

イ 初診又は訪問診療を行った場合 184点

ロ 再診時等 23点

24 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）24

イ 初診又は訪問診療を行った場合 192点

ロ 再診時等 24点

注4 13から24までに規定する点数については、令和9年6月以降に算定する。

その他 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）【届】

〇002 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）

注5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、継続して賃上げに係る取組を実施した保険医療機関については、所定点数に代えて、次に掲げる点数を算定する。

- | | |
|--|---|
| <p>1 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ） 1
イ 初診又は訪問診療を行った場合 16点
ロ 再診時等 2点</p> <p>2 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ） 2
イ 初診又は訪問診療を行った場合 24点
ロ 再診時等 3点</p> <p>3 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ） 3
イ 初診又は訪問診療を行った場合 40点
ロ 再診時等 5点</p> <p>4 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ） 4
イ 初診又は訪問診療を行った場合 56点
ロ 再診時等 7点</p> <p>5 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ） 5
イ 初診又は訪問診療を行った場合 64点
ロ 再診時等 8点</p> <p>6 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ） 6
イ 初診又は訪問診療を行った場合 80点
ロ 再診時等 10点</p> <p>7 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ） 7
イ 初診又は訪問診療を行った場合 96点
ロ 再診時等 12点</p> <p>8 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ） 8
イ 初診又は訪問診療を行った場合
ロ 再診時等 13点</p> | <p>9 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ） 9
イ 初診又は訪問診療を行った場合 120点
ロ 再診時等 15点</p> <p>10 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ） 10
イ 初診又は訪問診療を行った場合 136点
ロ 再診時等 17点</p> <p>11 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ） 11
イ 初診又は訪問診療を行った場合 144点
ロ 再診時等 18点</p> <p>12 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ） 12
イ 初診又は訪問診療を行った場合 160点
ロ 再診時等 20点</p> |
|--|---|

その他 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）【届】

〇〇〇2 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）

注6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、継続して賃上げに係る取組を実施した保険医療機関については、令和9年6月以降は、注5に掲げる所定点数に代えて、次に掲げる点数を算定する。

- | | |
|---|--|
| 1 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ） 1
イ 初診又は訪問診療を行った場合 16点
ロ 再診時等 2点 | 9 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ） 9
イ 初診又は訪問診療を行った場合 96点
ロ 再診時等 12点 |
| 2 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ） 2
イ 初診又は訪問診療を行った場合 24点
ロ 再診時等 3点 | 10 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ） 10
イ 初診又は訪問診療を行った場合 112点
ロ 再診時等 14点 |
| 3 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ） 3
イ 初診又は訪問診療を行った場合 32点
ロ 再診時等 4点 | 11 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ） 11
イ 初診又は訪問診療を行った場合 120点
ロ 再診時等 15点 |
| 4 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ） 4
イ 初診又は訪問診療を行った場合 48点
ロ 再診時等 6点 | 12 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ） 12
イ 初診又は訪問診療を行った場合 128点
ロ 再診時等 16点 |
| 5 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ） 5
イ 初診又は訪問診療を行った場合 56点
ロ 再診時等 7点 | 13 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ） 13
イ 初診又は訪問診療を行った場合 144点
ロ 再診時等 18点 |
| 6 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ） 6
イ 初診又は訪問診療を行った場合 64点
ロ 再診時等 8点 | 14 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ） 14
イ 初診又は訪問診療を行った場合 152点
ロ 再診時等 19点 |
| 7 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ） 7
イ 初診又は訪問診療を行った場合 80点
ロ 再診時等 10点 | 15 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ） 15
イ 初診又は訪問診療を行った場合 160点
ロ 再診時等 20点 |
| 8 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ） 8
イ 初診又は訪問診療を行った場合 88点
ロ 再診時等 11点 | 16 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ） 16
イ 初診又は訪問診療を行った場合 176点
ロ 再診時等 22点 |

その他 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）【届】

〇〇〇〇 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ） 注6 続き

17 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ） 17 イ 初診又は訪問診療を行った場合 184点 ロ 再診時等 23点	21 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ） 21 イ 初診又は訪問診療を行った場合 224点 ロ 再診時等 28点
18 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ） 18 イ 初診又は訪問診療を行った場合 192点 ロ 再診時等 24点	22 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ） 22 イ 初診又は訪問診療を行った場合 240点 ロ 再診時等 30点
19 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ） 19 イ 初診又は訪問診療を行った場合 208点 ロ 再診時等 26点	23 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ） 23 イ 初診又は訪問診療を行った場合 248点 ロ 再診時等 31点
20 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ） 20 イ 初診又は訪問診療を行った場合 216点 ロ 再診時等 27点	24 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ） 24 イ 初診又は訪問診療を行った場合 256点 ロ 再診時等 32点

システム対応

① システム管理マスタの施設基準設定により自動算定

4308 外来・在宅ベースアップ評価料（2） 1	4521 外来・在宅ベースアップ評価料（2） 1 5
4309 外来・在宅ベースアップ評価料（2） 2	4522 外来・在宅ベースアップ評価料（2） 1 6
4310 外来・在宅ベースアップ評価料（2） 3	4523 外来・在宅ベースアップ評価料（2） 1 7
4311 外来・在宅ベースアップ評価料（2） 4	4524 外来・在宅ベースアップ評価料（2） 1 8
4312 外来・在宅ベースアップ評価料（2） 5	4525 外来・在宅ベースアップ評価料（2） 1 9
4313 外来・在宅ベースアップ評価料（2） 6	4526 外来・在宅ベースアップ評価料（2） 2 0
4314 外来・在宅ベースアップ評価料（2） 7	4527 外来・在宅ベースアップ評価料（2） 2 1
4315 外来・在宅ベースアップ評価料（2） 8	4528 外来・在宅ベースアップ評価料（2） 2 2
4515 外来・在宅ベースアップ評価料（2） 9	4529 外来・在宅ベースアップ評価料（2） 2 3
4516 外来・在宅ベースアップ評価料（2） 1 0	4530 外来・在宅ベースアップ評価料（2） 2 4
4517 外来・在宅ベースアップ評価料（2） 1 1	
4518 外来・在宅ベースアップ評価料（2） 1 2	
4519 外来・在宅ベースアップ評価料（2） 1 3	
4520 外来・在宅ベースアップ評価料（2） 1 4	

その他 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）【届】

システム対応

① システム管理マスタの施設基準設定により自動算定

【賃上取組】

4491	外来在宅ベア評価料	(2)	1	(賃上取組)	4503	外来在宅ベア評価料	(2)	13	(賃上取組)
4492	外来在宅ベア評価料	(2)	2	(賃上取組)	4504	外来在宅ベア評価料	(2)	14	(賃上取組)
4493	外来在宅ベア評価料	(2)	3	(賃上取組)	4505	外来在宅ベア評価料	(2)	15	(賃上取組)
4494	外来在宅ベア評価料	(2)	4	(賃上取組)	4506	外来在宅ベア評価料	(2)	16	(賃上取組)
4495	外来在宅ベア評価料	(2)	5	(賃上取組)	4507	外来在宅ベア評価料	(2)	17	(賃上取組)
4496	外来在宅ベア評価料	(2)	6	(賃上取組)	4508	外来在宅ベア評価料	(2)	18	(賃上取組)
4497	外来在宅ベア評価料	(2)	7	(賃上取組)	4509	外来在宅ベア評価料	(2)	19	(賃上取組)
4498	外来在宅ベア評価料	(2)	8	(賃上取組)	4510	外来在宅ベア評価料	(2)	20	(賃上取組)
4499	外来在宅ベア評価料	(2)	9	(賃上取組)	4511	外来在宅ベア評価料	(2)	21	(賃上取組)
4500	外来在宅ベア評価料	(2)	10	(賃上取組)	4512	外来在宅ベア評価料	(2)	22	(賃上取組)
4501	外来在宅ベア評価料	(2)	11	(賃上取組)	4513	外来在宅ベア評価料	(2)	23	(賃上取組)
4502	外来在宅ベア評価料	(2)	12	(賃上取組)	4514	外来在宅ベア評価料	(2)	24	(賃上取組)

※設定は重複しないようにすること

② 同一日2科目の場合も自動算定

③ 同日再診の場合も自動算定

その他 物価対応料（新設）

物価対応料

- 1 外来・在宅物価対応料 （）内は令和9年6月からの点数
- イ 初診時 2点 (4点)
- ロ 再診時等 2点 (4点)
- ハ 訪問診療時 3点 (6点)

システム対応

- ① 下表の項目を算定の場合に自動算定
- ② 同一日2科目の場合も自動算定
- ③ 同日再診の場合も自動算定

イ 初診時	<ul style="list-style-type: none"> ・初診料 ・小児科外来診療料 ・小児かかりつけ診療料1・2
ロ 再診時等	<ul style="list-style-type: none"> ・再診料 ・外来診療料 ・短期滞在手術等基本料1 ・小児科外来診療料 ・外来リハビリテーション診療料1・2 ・外来放射線照射診療料 ・地域包括診療料1・2 ・小児かかりつけ診療料1・2 ・外来腫瘍化学療法診療料1・2・3
ハ 訪問診療時	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅患者訪問診療料（Ⅰ）（Ⅱ）の1・2 ・在宅がん医療総合診療科

マスタ

- 180819910 物価対応料1（外来・在宅物価対応料）（初診時）イ 2点
- 180820010 物価対応料1（外来・在宅物価対応料）（再診時等）ロ 2点
- 180820110 物価対応料1（外来・在宅物価対応料）（訪問診療時）ハ 3点